

平成23年5月2日

「東日本大震災」の被災者の方々に対する
保険料払込猶予期間の再延長等のお取扱いについて

この度の地震により被災された皆さまに謹んでお見舞い申し上げます。

第一生命保険株式会社(社長 渡邊 光一郎)は、東日本大震災により被災された皆さまに対して、保険料払込猶予期間の延長(最長6ヶ月)を実施しておりますが、被災地の復旧・復興状況を踏まえ、下記のお取扱いを実施いたします。

記

1. 保険料払込猶予期間の再延長

この度の地震で被害を受けられたお客さまへの特別取扱として、保険料払込猶予期間の延長(平成23年9月までの最長6か月間)を実施しておりますが、今回、更に3か月延長いたします。

※ 最長で9か月間(最長平成23年12月末まで)の延長となります。

※ 保険料が払込猶予期間内に払い込まれない場合、払込猶予期間延長のお申出がない場合でも自動的に延長いたします。

2. 猶予した保険料の払込期日に関する特別取扱い

保障をご継続されるためには、上記1.の猶予期間分の保険料を猶予期間の末日までにお払い込みいただく必要がございます。

しかしながら、延長後の猶予期間末日までに猶予した保険料全額のお払込みが困難な場合には、原則として、上記1.で延長した猶予期間末日の翌月(平成24年1月)から継続して保険料をお払い込みいただくことにより、猶予した保険料の払込期日を平成24年10月末日までといたします。

なお、猶予期間分の保険料は分割してお払い込みいただくことも可能です。

(取扱い対象のご契約)

上記お取扱いは、「東北地方太平洋沖地震」にかかる災害救助法の適用地域(※)で、平成23年9月末日まで保険料払込猶予期間の延長を行い、その期間に通常通りの払込みをいただけないご契約を対象に実施いたします。

(※)大量の帰宅困難者が発生したこと等に伴い災害救助法が適用された東京都やその他一部の地域を除く。

以上

【お客さまからのお問い合わせ先】

震災対応専用ダイヤル 0120-811-255

受付時間 月～金曜 9:00～18:00 土・日・祝日 9:00～17:00